

岐阜県公報

号外 平成二十六年四月一日

告 示

目 次
告 示

岐阜県美術館長印
岐阜県現代陶芸美術館長印

(文化振興課)
(同)

一一一
ページ

岐阜県告示第三百三十七号

岐阜県美術館長印を次のとおり定め、平成二十六年四月一日から使用する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 筆

一 印影



書体 てん書
大きさ 二十三ミリメートル平方



二 公印管理者
岐阜県美術館長

岐阜県告示第三百三十八号

岐阜県現代陶芸美術館長印を次のとおり定め、平成二十六年四月一日から使用する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 筆

一 印影

平成二十六年四月一日発行

発 行 所

岐 阜 県
県庁
岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社

二
公印管理者



岐阜県現代陶芸美術館長

書体 てん書
大きさ 二十三ミリメートル平方